

## 名古屋市子ども・子育て支援事業計画 に対する市民意見及び市の考え方

「名古屋市子ども・子育て支援事業計画（案）」に対して貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。



## 【募集の結果】

### 1 募集期間

平成 26 年 8 月 27 日から平成 26 年 9 月 26 日まで

### 2 意見提出状況

(1) 提出人数 431 人

(2) 意見件数 478 件

(3) 年齢別内訳

| 10 代 | 20 代 | 30 代 | 40 代 | 50 代 | 60 代 | 70 代 | 80 代 | 不明等 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 1    | 68   | 117  | 68   | 54   | 13   | 0    | 3    | 107 |

(4) 意見提出方法

| 郵送 | FAX | 電子メール | 直接 |
|----|-----|-------|----|
| 60 | 325 | 23    | 23 |

### 3 意見の内訳（重複あり）

#### 【計画の基本的な考え方（28 件）】

(1) 基本理念等（17 件） ……P 2

(2) 基本的な考え方（8 件） ……P 2

(3) その他（3 件） ……P 2

#### 【各実施計画（474 件）】

(1) 数値目標の設定等（8 件） ……P 4

(2) 量の見込み方（116 件） ……P 4

(3) 確保方策・量（325 件） ……P 5

(4) その他（25 件） ……P13

#### 【教育・保育事業等の円滑な利用の確保（58 件）】

(1) 幼児期の学校教育・保育の推進等（26 件） ……P15

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修（3 件） ……P16

(3) 産後の休業及び育児休業後における教育・保育事業等の利用（21 件） ……P17

(4) 専門的知識及び技術を要する支援（5 件） ……P17

(5) 労働者の職業生活と家庭生活の両立（3 件） ……P17

#### 【その他（429 件）】 ……P18

複数の項目にまたがる意見や案の内容に含まれない事項についての意見などです。

なお、ご意見についてはできるかぎり原文を掲載させていただいております。

また、ご意見のうち、内容について趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を分割して掲載している場合がありますので、ご了承ください。

件数については、一人につき1事業に対していただいたご意見を1件としています。

## 1 「計画の基本的な考え方」に関する意見

### (1) 基本理念等計画全体について

#### 【意見】

○計画の基本理念の組立てに現状及び潜在希望の把握らに重きをおいているように思う。子ども条例には子どもの権利を守るためにさまざまな約束ごとが記されているがその中で、市の責務を子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないと記している。このことにのっとり、数字上の施策でなく全ての子どもたちが、安心、安全に発達に応じた支援を受けることができるという視点が伝わる計画を感じられるようにして下さい。

○名古屋市が制定した「なごや子ども条例」や、これまで行ってきた名古屋市独自の制度が国からの基本方針によって廃止・改正（改悪）することのないようにして下さい。

#### 【市の考え方】

子ども・子育て支援制度では「質の高い幼児期の学校教育・保育」、「保育の量的拡大・確保」に向けた取り組みを推進することとしており、本計画に基づき、教育・保育事業の充実に取り組んでいきます。

### (2) 基本的な考え方について

#### 【意見】

○なごや子ども条例第3章第9条にあるように、財政的措置を含めて、市の責任を計画に明記すること。

#### 【市の考え方】

財政的措置については、社会情勢や他の施策を考慮したうえで毎年度の予算編成の中で検討していきます。

### (3) その他

#### 【意見】

○「基本指針」に示される「全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障する」という文言は大変大切なことです。自治体責任によって保障してください。

#### 【市の考え方】

国が定める基本指針を踏まえ、本計画に記載した事業の推進に努めます。

**【意見】**

○今後の日本の社会保障の下支えとして、女性の労働力は必須です。子を持つ親が働きやすい環境として、質の良い保育はもちろん、時間外保育、放課後支援、病児保育の充実には早急に対応すべき課題が多いです。公立保育園等、公共の施設が先頭に立ち、補助してもらえよう、お願いします。

**【市の考え方】**

計画に基づき、教育・保育事業、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業などの充実に取り組んでいきます。

**【意見】**

○「児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障する」と『なごや子ども条例総則』にあるように、発達援助・虐待支援などすべての子どもたちに等しく教育・保育が受けられる計画とすること。

**【市の考え方】**

「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」とあわせ、平成 27 年度からを計画期間とする、なごや子ども条例に基づく、子ども・若者や子育て家庭の支援の事業や施策にかかる計画を定めた次期「子どもに関する総合計画」の策定を進めているところです。

## 2 「各実施計画」に関する意見

### (1) 数値目標の設定等

#### 【意見】

- アンケート結果の数値の出所が不明確で信ぴょう性に欠ける。
- 計画の作成に当たり平成 25 年度実施の子ども子育て家庭意識・生活実態調査の結果を勘案したとありますが、その回収率は就学前児童 36%就学児童 31%という低い数値であると聞いています。調査の内容も 36 ページにもわたり、一定の知識やゆとりがなければ記入できないものであったそうです。そのような調査結果では充分に子育て家庭の意識を拾い出すことも実態に迫ることもできないと容易に考えられます。その上での必要量と供給量の見込み想定はあまり現実的ではないと思います。

#### 【市の考え方】

就学前児童の保護者 12,000 人、就学後 18 歳未満の児童の保護者 12,000 人に送付しており、回収した標本数としては、統計上有意なものと認識しています。

### (2) 量の見込み方

#### 【意見】

- 「5」放課後児童健全育成事業における「①量の見込み」は 2015 年度で 3680 人と記載があるが、現状の登録数（入所児童数）の 5417 人とは、かなり乖離しており信ぴょう性に欠けるため、正確な数値で作り直す必要があると考える。
- 放課後事業健全育成事業について：「小 1 の壁」と言われる問題を、18 時以降のニーズ把握だけで検討しようとするのは、学童保育を必要とする家庭のニーズや実態をていねいにつかんでいるとは言えません。
- ”18 時”の数字の根拠がそもそも分かりかねます。学童保育所とトワイライトの双方の実態を行政側はきちんとつかんで頂きたいです。18 時以前の人数が分からなければ、学童保育の必要な箇所数も人数も分からないと思います。保育園を卒園した子どもたちが全て入れないといけないと思います。市が責任をもって、子ども子育て支援事業には取り組んで頂きたいです。

#### 【市の考え方】

全小学校において、小学校施設を活用した放課後事業を実施しており、また、すべての放課後児童健全育成事業について、18 時までは開設しているなど、子どもたちが安心・安全に過ごす場所が 18 時までは確保されている状況です。18 時以降の利用希望に対し必要量を確保していくことで、18 時以前の利用希望も含めたニーズに対応してまいります。18 時以前の利用希望を含めた量の見込みを「子ども・子育て支援事業計画」の中に参考で示させていただきました。

### (3) 確保方策・量

#### 【意見】

- 放課後事業健全育成事業について、学童保育のニーズは、時間のことだけではありません。残念ですが、保育料が高くて入れないという方もいらっしゃいます。
- 学童保育所に求めるニーズは時間だけではなくその保育体制や保育内容にあると思います。
- 子どもたちの健全育成については、質と量の両面から考えなければならないが、特に質の面を十分に考えられていないように見受けられる。特に放課後児童に対する支援については、しっかりと検討がされていない。名古屋市は、トワイライトスクール（ルーム）、留守家庭児童育成会、児童館と様々な選択肢があるにも関わらず、それらの関係を検討しないまま、全体の量の見込みだけで計画を策定している。放課後児童を単に預かるだけではなく、放課後児童が健全に育つことのできる居場所としての在り方を考えるべき。また、そうした場所における質は、そこで働く指導員の労働条件や施設に影響される部分が大きいため、そこにかかるコストに対する補助等の在り方も考える必要がある。親のニーズに応えることももちろん必要だが、一番大事なのは子どもたちの育ちである。どの施設が良いかという善し悪しではなく、どの施設においても保護者が迎えに来るまで子どもたちが活き活きと生活できる場を提供できるよう、なごや子ども条例の趣旨に沿った取り組みを実施してほしい。
- 経済的な理由を心配することなく入れるように公費を引き上げることも、確保方策には必要です。
- 放課後事業健全育成事業について、学童保育所の設置が地域任せになっている今の制度でどうやって増やすのですか？分割要件の緩和とセットで、市の責任で土地・施設の確保も確保方策に入れる必要があります。
- 学童保育の確保対策として、分割要件の緩和とありますが、それだけで確保できると思っていますか？分割がしやすくなったといっても、土地探しを事業主任せでは無理があります。移転する時にも、土地が無かったり近隣住民の理解が得られず移転できないところもたくさんあります。量を本当に増やしたいと考えて頂いているのであれば、土地の確保も市の責任で宜しくお願い致します。
- 「分割要件の緩和等、設置数増に向けた対応に努め」とありますが、分割要件の緩和以外にどのような対策を考えていますか？保育を利用する親の負担を減らすような予算を確保しない限り設置数は増加するとは思えません。保育の質や量、経済性など総合的に改善していける放課後育成事業としてください。
- 学童保育所の設置が地域任せになっている今の制度では、増やすことは不可能です。また、現状のプレハブでは、1人当たりの面積を確保できていません。分割要件の緩和とセットで、市の責任で土地・施設の確保してください。
- 学童保育の設置が地域まかせ、学童まかせになっている現在、子どもたちが、安心してのびのびとすごせる土地、施設はなかなかみつかりません。学童保育を充実させて下さい。ルームは学童保育ではないと考えます。
- 子どもひとりあたりの面積「1.65 平米以上」を確保して、確保方策の人数を実現するために、何カ所の学童保育所をつくる計画なのですか？まずそれを示してください。この表では、ただの数字合わせになりませんか？
- 子ども 1 人あたりの面積を確保しての学童保育所は何か所作る予定ですか？
- 子ども一人あたりの面積「1.65 平米以上」確保するためには、土地・施設の確保が必要となります。それに伴い、必要な予算も確保しなければなりません。市の責任での土地・施設の確保、家賃補助、地代補助などの確保も確保方策に入れる必要があると思います。
- 1 人あたりの面積を義務づけるなどなんでも規制をもうけることに意味を感じません。そういう規制をもうけて民間に託すのならそれなりの補助や土地を安価で貸すなどの市としての対策が必要だと思います。地域まかせにして、机上できめた規制に従せ、市が責任

をもった規制ばかり押しつけると結果保護者の負担が上がり、利用できない子供が増えると思います。

【市の考え方】

留守家庭児童育成会については、保護者のニーズに応じ、運営時間などを含めて自主的な運営方針のもと実施されているところですが、本市は、この各育成会の自主性を尊重しながら、国基準に合わせた運営助成をはじめ、本市の特長的な支援を今後とも実施していくとともに、事業のより安定的な継続に向けた様々な支援策について、今後とも検討していきます。

なお、現在、国において、放課後児童クラブの量的拡充及び質の向上の具体的内容をはじめ、所要額等について議論されているところですので、まずはこの国の議論の動向を注視するとともに、十分な財政措置を講じるよう、今後とも国へ意見を伝えていきます。

【意見】

○十分な予算をつけてください。今のまま余剰の部分で、というのはやめてほしい。余剰部分などない。予算をつけて。人をつけて。

【市の考え方】

今後とも、必要な予算の確保や内容の充実に努めていきたいと考えています。

【意見】

○選択肢が増えることは、親としても喜ばしいと思います。あくまでもうわき話ですが、トワイライトスクール、場所によって随分対応が違っていると聞いています。その質の違いを見極めずにトワイライトルームへ移行していくと、大変なことになる所も出てくるのでは・・・？

○計画（案）では「計画的なトワイライトスクールからトワイライトルームへの移行に努める」となっています。5時以降有料になった時間帯での利用人数は本当に少なく、全く「就労支援」としては機能していないと思います。もともと「機能」も「役割」も「成り立ち」も違う学童保育とトワイライトスクールの「いいところ」を取り入れて1つの事業として行うことに無理があるのです。トワイライトルームはただちに中止し、トワイライトスクールに戻すべきです。そもそも名古屋市は地域の合意がある場合だけ移行するといってきたはずで。なぜ「計画的」な「移行」になるのか説明責任を果たすべきです。

【市の考え方】

トワイライトスクールからトワイライトルームへの移行につきましては、子ども・子育て支援事業計画を踏まえるとともに、子育て家庭の状況等に応じ、順次、保護者へアンケート調査を行い、ニーズを把握した上で、段階的に実施していく予定です。



**【意見】**

- エリア支援保育所事業は各区 1 地域では無理です。 エリアの子どもたちのソーシャルワーク的な活動を行い、地域の保育所と連携をつくっていく中でも小学校区に 1 は必要です。地域の保育子育て支援の拠点の役割は公立保育園がになうべきです。公立保育園を減らすべきでない。
- エリア支援保育事業について、人員の確保、きめ細かな対応が出来るように小学校区の一つ以上にして下さい。子育て支援の拠点は公立保育園も含めて行うべきなので減らさないで下さい。
- 虐待や貧困や外国の方など、継続的に支援が必要な家庭は少なくないと思います。近所づきあいが希薄になった今、自治体の力はもっともっと必要とされていると思います。各区に 1 つは少なすぎです。現状と、この先を考えて設置し、そこに携わる職員の質の向上もお願いしたいです。
- エリア支援保育所事業をよいものにしていくことに異論はありません。それならば公立保育所を減らさず、すべてエリア支援保育所として必要な人員を配置し、家庭保育室などと協力していくことが名古屋の保育の質を上げることです。
- 地域の保育子育て支援の役割は公立保育園が拠点となるべきです。各区に 1 つでは少なすぎます。児童虐待が増えている中、きめ細かく対応できるように、数を減らさないで下さい。

**【市の考え方】**

エリア支援保育所事業につきましては、現在 118 か所ある公立保育所を、おおむね 1～2 中学校区に 1 か所、計 78 か所まで集約化し、「エリア支援保育所」として機能強化を図ることとしています。

**【意見】**

- 小規模保育事業について、3 歳以降は連携園が受け入れることになっていますが、現在でも 3 歳児からの入所が厳しい中で、枠だけを増やすような、施設や子どもに負担を強いることがないようにしてください。

**【市の考え方】**

計画に基づき、様々な手法により、引き続き入所枠の確保を進めるとともに、個々のニーズに即したきめ細やかな対応を強化していくことが重要であると考えています。

**【意見】**

- 地域の保育子育て支援の拠点は公立保育園が担うべきなので、公立保育園を減らすべきではありません。

**【市の考え方】**

本市では、公民の役割分担や民間活力の活用の観点から、平成 21 年 9 月に策定した「公立保育所整備計画」に基づき、現在、118 か所ある公立保育所を、おおむね 1～2 中学校区に 1 か所、計 78 か所まで集約化し、「エリア支援保育所」として機能強化を図る一方、一部の保育所については、社会福祉法人への移管または統廃合をすすめています。今後とも、保護者の方の理解が得られるよう、丁寧な説明に努めながら、進めていきます。

### 【意見】

- トワイライトルームは、放課後児童健全育成事業としての専用室もないし、子ども指導員はすべての子どもを分け隔てなく見ているので、放課後児童健全育成事業の職員になりません。したがって、放課後児童健全育成事業の計画にトワイライトルームを入れることはできないと思います。
- 「トワイライトスクールからトワイライトルームへの移行に努める」とありますが、トワイライトルームのニーズはどれくらいあるのでしょうか？本当に必要な事業ですか？当初のトワイライトスクールの目的から外れていっているように感じます。まず既存のトワイライトスクール、留守家庭児童育成会の保障や助成をしっかりと、安定運営をさせた上で、「トワイライトスクールにニーズがあるのでトワイライトルームへ移行します」じゃないでしょうか？同じ放課後事業健全育成事業のはずなのに、あまりに不公平な感じを受けます。
- 学童保育については全児童対策と区別して明記すること。
- 小学生の放課後に、不幸な事件が続いています。放課後対策は、トワイライトスクールではなく、児童の生命を守れる学童保育所で行ってください。
- 留守家庭児童対策と全児童対策では、事業の目的が違います。放課後の留守家庭児童対策は、現在ある学童保育所を充実させる計画にしてください。
- トワイライトに現在通わせていますが、働く親は預けにくくなっています。早く帰る子どもがいたら、子どもも不安になって、早く迎えに来て欲しいと言っています。学童保育が必要なこと全部の児童が利用するトワイライトでは役割が違います。分けて整備してください。学童保育所を増やしてください。

### 【市の考え方】

トワイライトスクールは、全児童対象の教育事業として、市内すべての小学校施設を活用して実施しているところです。一方、トワイライトルームは、トワイライトスクールを基盤に、留守家庭児童を対象とした事業である放課後児童健全育成事業を併せて実施しています。したがって、トワイライトルームにつきましても放課後児童健全育成事業を行っており、子ども・子育て支援計画の対象となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### 【意見】

- 児童福祉法 24 条 1 項に基づき、公立認可保育所の増設によって待機児童は解消してください。
- 平成 31 年度分までの教育・保育の支援事業計画案ですでに不足分が出ている状況を見ると、事業計画に対して、きちんと計画通りに実行されていくのか不安が残る。まずは教育と保育の一体化よりも、現在の問題である待機児童の解消を実現させてほしい。
- 待機児童の問題であったり、長時間保育、休日保育、病児保育と様々な保育が求められています。ただただ保育が可能な場を増やすだけではなくて、自治体の下で良質な保育ができる場を用意してほしいです。命を預かり、成長を保障する保育の場を、十分検討してからつくってってください。
- 子どもをうみたくても、働き続けられるか、保育園に入れるか・・・、など、をまず考えてしまわなくてはいけないこととおかしいと思います。しっかり量をふやしてください。
- 量の確保について、保育の量を何によって増やすのか、どこにもそれが書いてありません。公立保育所や認可保育所を増やし保育の量を増やして下さい。B型の条例化は必須でも、市がA型で確保策を立てている場合は、B型の参入を拒むことが出来ると内閣府

は言っています。確保策は公立保育所、民間認可保育所での整備を優先し、どうしても地域型が必要な場合は、A型としてください。

○数字ゼロだけにこだわらないで、中身のあるものにしていただきたいです。

○公立保育所や認可保育園を中心に整備すべきです。

○保育の量を何によって増やすのか、どこにも書いてありません。公立保育所や認可保育所を増やし保有の量を増やして下さい。

○自治体の公的責任があいまいなことです。自治体は、計画だけを作ればいいのではなく、必要量をどう供給していくのかと責任を持って進めていく責務があります。自治体が施設を増やしていくのが触れられていないことが問題です。

計画の中で財源も含めて、名古屋市の責任を明確にしてください。

必要量が書かれていますが、どのような施設で充実させていくのか書いていないところは問題です。

○待機児童対策は、認可保育所整備を中心に行うべきだと思います。1項の保育所で整備していくことを求めます。市民に必要なのは、0～6歳まで、一貫して安心して預けられる保育所です！！

○具体的にない計画ですので、公立保育園・認可保育所を中心にした計画をつくりなおして下さい。

○量の確保において、どの施設、事業で待機児を解消するのか？自治体の責任において待機児童を解消することが必要です。公立保育園の廃止民営化は保育に必要な枠を狭めるだけです。公立保育園はそのまま存続させ、民営化の準備をされている法人には新園の建設に回ってもらうべきではないか。

○公立保育園が幼保連携型の認定子ども園になっていくという話を聞きました。公立保育園は、直営でこそ、地域の施設として子どもたちの生活の場となるはずですが。待機児対策として、公立は、減らさず、そのまま公立保育園として残し、名古屋市の責任をきちんと果たせるようにして下さい。

○認可保育園の増設を行うこと。小規模保育事業についてはすべてA型で行なうこと。地域子育て支援事業については、十分な人員配置と補助金をつけること。

○B型の条例化は必須でも、市がA型で確保策を立てている場合は、B型の参入を拒むことができると内閣府が言っています。確保策は公立保育所、民間認可保育所での整備を優先し、どうしても地域型が必要な場合は、A型としてください。

○地域型保育事業は、給食室の設置等々、認可保育園と同じ人的基準・施設基準にして下さい。

○以前、2月うまれの我が子の入園申し込みに役所に行ったときに(途中入所)「時期がわるいね。時期を考えてうまないと」と役所の方に言われて傷ついたことがあります。そういうことをサラッとやってしまうことにも問題がありますが、子育てを応援してもらっている感がまったく得られませんでした。どの子にも等しく保育をうける権利があります。親にとっても同じです。本当にわかってもらっているのか・・・不安です。

○利用見込み(量の見込み)は待機児童のカウントの仕方によって変動すると思われる。「希望する保育施設に入れない」ために、小規模保育事業などを利用するケースが生まれてきますが、その子どもたちを「待機児童」として把握し、必要量として積算して下さい。

#### 【市の考え方】

改正児童福祉法第24条では、市町村は保育を必要とする児童に対して、保育所、認定子ども園、家庭的保育事業等により、必要な保育を確保するための措置を講ずるとともに、保育しなければならないとされています。

また、子ども・子育て支援新制度においては、当分の間、保育を必要とする子どものすべての施設・事業の利用について市町村が利用の調整を行うことが、改正児童福祉法で明記されています。

本市としましては、これまでと同じように、様々な手法により、引き続き入所枠の確保を進めるとともに、個々のニーズに即したきめ細やかな対応を強化していくことが重要であると考えています。

また、家庭的保育事業の認可基準に係る条例については、国の省令をもとに、本市の現行水準を踏まえ、本年 10 月に制定したところです。

今後とも、現行と同等水準の保育を維持できるよう努めていきます。

#### 【意見】

○利用調査結果では、利用率が 35.8%に設定されている。経済状況から見て、今後女性の就労率は高まる傾向にある。利用率の設定を見直し、少なくとも 40%程度に設定すべきです。

○事業計画に確保方策が示されていません。1 号認定の入所枠は 6 千人の供給過多で、2・3 号についてはそれぞれ 3000 人の確保が必要です。この数からいっても、待機児対策は認可保育園の増設で行ってください。

厳しい社会情勢の中、女性の就労率は高まる傾向にあるので、待機児は増加していくと思います。利用率の見直しをして下さい。

○3 才未満の保育ニーズをもっと高く設定すること。

○3 歳未満児のニーズはとても高いと思いますので、国と同様 4 割以上と捉えて目標値は設定して下さい。

○待機児童を 0 に取り組みは大切だと思いますが、2 歳までの保育施設の場合、3 歳からの保育施設に変わらなければならない子どもや家庭と不安や精神的肉体的負担にも配慮できるようにして下さい。親の立場としては、就学まで預かってもらえる施設が子どものことをずっと見てもらえるという安心感があります。

○地域型保育事業について、量の見込みで数字上不足数を 0 にしていくのは大切ですが、2 才までの保育施設の場合、3 才からの保育施設に変わらなければいけない子どもや家庭の不安や精神的肉体的負担にも配慮できるようにして下さい。

#### 【市の考え方】

平成 25 年 10 月に行ったニーズ調査において、平成 29 年度に対象世帯の 35.8%に保育ニーズがあるとの結果を踏まえ、今回の計画を策定したものです。

この数字は、今後、女性の就労状況等社会状況に影響を受ける部分もあるため、今後とも地域ごとの保育ニーズの状況を適切に把握しています。

**【意見】**

○各保育所が地域の家庭や子どもたちに十分な支援ができるような人員配置ができる補助金をつけて実施してください。現行の事業の内容が低下せず、利用者負担も増えないように実施してください。

**【市の考え方】**

一時保育事業については、現行水準の維持しながら、引き続き、事業を継続できるように検討していきたいと考えています。

**【意見】（地域子育て支援拠点事業）**

○各区1地域での実施は困難です。虐待の発見など、求められることは多いのに、地域が広いことで発見できない、サインに気づかないことが考えられます。数を増やして、きめ細かい対応ができるようにして下さい。

**【市の考え方】**

本市では、公民の役割分担や民間活力の活用の観点から、平成21年9月に策定した「公立保育所整備計画」に基づき、現在、118か所ある公立保育所を、おおむね1～2中学校区に1か所、計78か所まで集約化し、「エリア支援保育所」として機能強化を図る一方、一部の保育所については、社会福祉法人への移管または統廃合をすすめています。今後とも、保護者の方の理解が得られるよう、丁寧な説明に努めながら、進めていきます。

**【意見】**

○案内人1人あたりでどれぐらいの家庭を担当することになるのでしょうか？本当にその家庭や子どもの状況を把握し、ケースワーカー的存在になるのですから、1人あたりの受け持ち数が多かったり、案内人が働き続けられる条件でなければ専門性は確保できません。自治体の直雇用の正規職員であるべきです。外部委託や短時間パート労働（嘱託？）の位置づけにはしないで下さい。新制度は保育施設や事業の種類も増えて、今までの制度と比較して、複雑化しています。保護者が最善の判断ができるように、十分な説明を自治体の責任で行って下さい。「保育案内人」がその役割を担うのであれば、そのためにも継続性と専門性が必要です。

○保育案内人は市の職員が担当し、利用者の希望に沿った利用施設を案内できるようにすること。

**【市の考え方】**

保育案内人については、これまでは待機児童対策に特化していましたが、子ども・子育て支援新制度が施行されることにより、新制度にかかる窓口案内等も含めて、より幅広い分野が範疇になると考えています。

今後、保育案内人のより良い制度設計について検討するとともに、全市の配置バランスを踏まえ、必要量の確保に努めていきたいと考えています。

### 【意見】

○時間外保育事業について、コアタイムから保育時間が外れてしまうことにより、短時間認定でも標準時間認定より保育料が高くなるというのはおかしいと思います。どの子ども平等に保育が受けられる制度にして下さい。

○延長保育事業は、新制度になってからはむしろ重要です。受入数の確保はもちろんですが、親の労働時間が午後から夕方遅くや夜にかかり、労働時間そのものとして8時間で良いような状況である場合、短時間認定であれば、保育のコアタイムから外れ、時間外保育利用時間が多くなります。延長料金の負担で標準時間認定より保育料が高くなるのはおかしいことです。それでは、と、実質必要時間で来所降所して延長時間を発生させないとしたとしても、午前中の課業時間に参加できなくなるのはいけません。現行の制度の中身から引き下げないよう、保護者負担が増えないよう、おねがいします。国の制度設計のおかしさを正すと共に、家庭や子どもの権利が守られないことにならないよう自治体として配慮の政策が必要です。

○夜間保育所はただでさえ、子どもの生活が夜にかたむいているため、健康な身体づくりや集団としての保育がづくりにくい状況です。コアタイムを13-21時にすると、延長料は少なくてすみませんが、子どもの発達はどう保障すればいいですか？コアタイムって本当に必要ですか？

○短時間認定の方でも労働形態は各家庭によって様々です。コアタイムの設定により、延長保育料金の負担が大きくなることも考えられます。家庭によって格差や負担の大きさに差が生じることのないようお願いします。

○時間外保育事業は新制度になってからも、現行制度の中身から引き下げないよう、保護者負担が増えないようお願いします！

### 【市の考え方】

短時間認定児童が延長保育となった場合の取扱いについては、現在国において検討されているところです。

本市としても、国の検討状況を注視しながら、本市の延長利用料のあり方についても検討していきたいと考えています。

**【意見】**

○共働き家庭の病児保育の要望は大変高いので数の確保は必要です。施設設備面でも、十分な配慮と人員についても医師との連携、看護師確保、保育士の専門性と十分な人員配置ができて、安心安全が確保できるようにして下さい。

○保護者の要求にあった保育所（日祝保育延長保育）の増設。

○病児保育事業や、休日保育事業を増やして下さい。子どもが病気の時、きちんと休める制度が一方では必要でしょうが、現実、働らく父母は休みがとれず、病児保育の利用をしています。又、子育て中では、休日などの仕事の免除など職場ごとのルールも必要ですが、”仕事”なので、ことわれず、保育にあずけています。

○休日保育についても計画を明確にして下さい。休日保育の担当をしていますが休日保育を利用したくても定員があったり、体制的にうけいれるのが難しいのが現実です。実態調査をしていただいたと思うので、保ゴ者の実態に見合った事業（予算を増やす、自 y 号をやる施設を増やす等）にして下さい。

**【市の考え方】**

病児・病後児保育事業については、供給量の確保を図るとともに、ハード面、ソフト面ともにより良い事業の実施に努めていきたいと考えています。

延長保育事業、休日保育事業については、現行水準を維持しながら引き続き事業を継続できるよう検討していきたいと考えています。

**【意見】**

○児童養護施設や乳児院は、現在でも配慮の必要な子どもを多数抱え、人が足りていない中で家庭的な対応を行うよう求められています。短期支援まで行くとすると十分な人員配置と補助金が必要です。

**【市の考え方】**

本市では、既に児童養護施設及び乳児院において、職員の加算配置を行う中で、子育て短期支援事業を行っているところです。また、児童養護施設及び乳児院に加え、里親での事業実施を検討し、利用の分散化について検討を進めてまいります。

**(4) その他**

**【意見】**

○リフレッシュ保育事業は、保護者がリフレッシュするためにはいいかもしれないが、子どもは1日ずっと泣いている子だっています。そうまでして、リフレッシュが必要ですか？もっと、子と母が共に一緒にすごせるような場所を作っては？

**【市の考え方】**

リフレッシュ保育事業は、ご家庭で子育てしている方が新たな気持ちで子育てに取り組んでいただくために必要な事業であり、今後も引き続き実施していきたいと考えています。

**【意見】**

○妊婦健康診査、受診できるように負担を今より減らして欲しい。受診票？を使って受診できるはずが、ほぼ毎回何かしらの追加料金がかかったのは結構つらい出費だった。病院によって金額もちがうのでしょうか。特殊な検査などを除いて無料だともっと行きやすい世の中になると思う。

**【市の考え方】**

本市の妊婦健康診査については、国が望ましいとしている14回の受診回数について公費助成をしており、診査項目と助成金額は、「母と子の健康のために」（母子健康手帳別冊）に記載されておりますのでご覧ください。



### 3 「教育・保育事業等の円滑な利用の確保」に関する意見

#### (1) 幼児期の学校教育・保育の推進等

##### 【意見】

- 保育所は、教養、養護を大切にした保育を日々行っています。教育の部分については文章化されていないので利用者に良く分かるようにしてください。
- なぜ、学校教育法と教育基本法で区別するのですか？保育所はただ、1日中あそんでいるとでも思っているのですか？ちがいます。集団の中で、友だちとぶつかりあいながらも心地よく生活を進めたり、あそびの中にも発見や学びがたくさんあります。もっと、現場の保育を学んでから制度をつくって下さい。

##### 【市の考え方】

「子ども・子育て支援事業計画」の「第3章 教育・保育事業等の円滑な利用の確保」の「2. 幼稚園教諭と保育士の合同研修について」において、「保育所では、『保育所保育指針』と『名古屋市保育ガイドライン』に基づき、心身ともに健やかな子に育つよう養護と教育が一体となって、子どもの主体性や、お互いの違いを認め合える心の育ちを大切にするなどの人権を尊重した保育を行うとともに、保護者や地域社会とも連携して子育て家庭の支援を行っています。」と記載しています。

##### 【意見】

- 教育・保育事業等の円滑な利用の確保をするうえで、保育士の不足が喫緊の課題と考えます。質の高い保育スタッフを確保するため、待遇の改善・潜在保育士の掘り起し・保育士資格を持たない幼児教育経験者等の活用など、具体的な策を計画に盛り込んでいただきたいと考えます。

##### 【市の考え方】

本市においては、現在保育士資格を持ちながら、結婚や出産などで退職され、現在、保育士としての勤務をされていない潜在保育士を活用するため、保育士再チャレンジ研修を実施しています。

##### 【意見】

- 第3章1で「認定こども園」について説明し、2の「幼稚園教諭と保育士の合同研修について」で「保育所」「幼稚園」について記しているが、1の項目で「保育所」「幼稚園」についても明記すべきである。またその際保育所の役割について「養護と教育が一体となった保育を実施し」と説明すべきである。

##### 【市の考え方】

名古屋子ども・子育て支援事業計画の「第3章 教育・保育事業等の円滑な利用の確保」の「2. 幼稚園教諭と保育士の合同研修について」において、保育所と幼稚園についての説明を記載しています。保育所の説明の中において、「保育所では、『保育所保育指針』と『名古屋市保育ガイドライン』に基づき、心身ともに健やかな子に育つよう養護と教育が一体となって、子どもの主体性や、お互いの違いを認め合える心の育ちを大切にするなどの人権を尊重した保育を行うとともに、保護者や地域社会とも連携して子育て家庭の支援を行っています。」と記載しています。

**【意見】**

○3歳以上の施設で、幼稚園と保育認定2号が一緒に生活をおくるが生活リズムの実態をどう捉えているのか不明。

○働いていない親の子どもと働いている親の子どもが同列で考えられていることが問題です。現在、幼稚園に預けている子どもと、保育園に通っている子どもとは、生活スタイルが違います。同じ施設で、早くかえってしまう子がいると、残っている子どもに取り残され感ができてしまいます。また、残っている子は、昼寝の時間などと重なってしまいます。子ども自身に不安を感じさせる考え方には反対です。

**【市の考え方】**

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設であり、中でも、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供することができます。

また、改正児童福祉法第24条では、市町村は、保育を必要とする児童に対して、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等により、必要な保育を確保するための措置を講ずるとともに、保育しなければならないとされています。

本市としましては、これまでと同じように、様々な手法により、引き続き入所枠の確保を進めるとともに、個々のニーズに即してきめ細やかに対応していくことが重要であると考えています。

## (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修

**【意見】**

○幼稚園教諭と保育士は、それぞれ資格が違うので合同研修の意図がわかりづらい。

**【市の考え方】**

幼稚園教諭と保育士は、互いに専門職として就学前児童の保育を実施する立場であることから、合同研修を行うことにより、最新情報の共有や意見交流などを通じて、異なる保育環境における新たな視点を学び合うことができ、資質向上が図れるものと考えております。

### (3) 産後の休業及び育児休業後における教育・保育事業等の利用

#### 【意見】

○産休あけ、育休あけ入所予約事業は現行より利用しにくくなることのないよう事業として継続、充実させて下さい。

○産休あけ育休あけ予約事業の実施はある中で量が足りていない実情があります。予約の際、年度の後半に生まれた子どもが圧倒的に不利でどこもいっぱいになります。制度の見直しを早急に行い、量の確保ができるように計画して下さい。

○産休あけ・育休あけ入所予約事業は産後に仕事復帰する母親にとってはとてもありがたい制度だと思っていますが、やはり、年度初めに出産する人ほど予約がとりやすい状況にあり、不平等さを感じます。1年間の育休を取りたいけれど入所できる確約がないため4月の一斉入所で3か月、4ヶ月の子どもを預けて働かなければならない現状をどうにかしてほしいです。

#### 【市の考え方】

産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業については、より利用しやすい制度設計を検討するとともに、今後も拡充に努めていきたいと考えています。またあわせて、今後も保育所等の整備をすすめ、入所枠の確保に努めていきます。

### (4) 専門的知識及び技術を要する支援

#### 【意見】

○虐待の発生予防や早期発見のために、エリア支援保育所事業や地域子育て支援拠点事業など保育所の存在は重要です。また、障害相談支援センターの障害児の相談支援事業も児童相談所同様に、非常に重要な窓口となると思います。十分に人と補助金をつけて名古屋の子どもを守ってください。

#### 【市の考え方】

現在、児童虐待防止のため、保育所等の関係機関と連携し、児童虐待の発生予防、早期発見につながる取組みを推進しており、今後も内容の充実に努めていきたいと考えています。

### (5) 労働者の職業生活と家庭生活の両立

#### 【意見】

○社会全体で子育てしやすいまちづくりを推進するため本市では「子育て支援企業認定、表彰制度」を実施するそうですが、ぜひすべての職場に広げて下さい。

#### 【市の考え方】

本市では、子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を子育て認定企業として認定し、その中から特に優れた活動を行っている企業を表彰しており、ひきつづき制度の広報に努めていきます。

## 4 その他

### 【意見】

○名古屋のすべての子どもにより良い保育施設を提供して下さい。新しい制度や計画、どんどんわかりずらくなっている気がします。入所したあとに「しまった！」と思ってももう遅い。もっとわかりやすくして、利用できるようにして下さい。

○子どもが保育所保育を希望する家庭、保護者にとって不本意な利用調整は行わず、自治体としてきちんと保育実施義務を保障してください。

○保育所入所にあたって各区役所において、不当な扱いを受ける子どもや家庭が出ないよう、市として責任を持って対応してください。

○直接契約は保護者にとっても負担がかかると思う。利用者の希望に合った保育所を案内できるようにすること。

### 【市の考え方】

改正児童福祉法第24条では、市町村は、保育を必要とする児童に対して、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等により、必要な保育を確保するための措置を講ずるとともに、保育しなければならないとされています。

また、子ども・子育て支援新制度においては、当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行うことが、改正児童福祉法で明記されています。

本市としましては、これまでと同じように、様々な手法により、引き続き入所枠の確保を進めるとともに、個々のニーズに即したきめ細やかな対応を強化していくことが重要であると考えています。

### 【意見】

○認定こども園と保育所で行っている教育に、国はわざわざ学校教育法と教育基本法で区別をつけましたが保育所も教育を行っています。幼保一体化を看板にしたにも関わらず区別をしており矛盾を感じます。

### 【市の考え方】

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設であり、中でも、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供することができます。

**【意見】**

○公立保育園を認定こども園にしないでください。保育園でも教育は行っています

**【市の考え方】**

公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行にあたりましては、制度全体の実施状況も踏まえながら、総合的に検討していきたいと考えています。

**【意見】**

○現在家庭保育室で保育士として勤務しています。0～2歳の異年齢のこどもたちを正規職員2名＋4名のパートの型とともに保育しています。10人という少ない人数ですが、その中にも発達や家庭面などで配慮を要する場合があります。日々、正規職員同士で話し合いをしながら保育をすすめています。子どもたちの発達をしっかりと保障していくためにも、このまま正規職員2名を配置できるようお願いします。

**【市の考え方】**

家庭的保育事業の認可基準に係る条例については、国の省令を基に、本市の現行水準を踏まえ、本年10月に制定したところです。

今後とも、現行と同等水準の保育を維持できるよう努めていきます。

**【意見】**

○「民間社会福祉施設運営費給付金」は形を変えず、現行の格付け方式のまま保障してください。

○現在、民間保育所にある「民間社会福祉施設運営費給付金」は職員の賃金や施設運営に限定して使われなくてはいけないので、不当に削減して他へまわすことができず、営利企業が参入しても、子どもたちのため以外に使うことができない有効な仕組みです。形を変えず、現行の格付け方式のまま保障し続けてください。

**【市の考え方】**

民間社会福祉施設運営費補給金については、今後の国の公定価格等にかかる議論を注視しながら、検討していきたいと考えています。

**【意見】**

○公立保育所や認可保育園を中心に整備して、公立・認可保育園に入りたかったけど入れなかった数を公表すべきです。

**【市の考え方】**

改正児童福祉法第 24 条では、市町村は、保育を必要とする児童に対して、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等により、必要な保育を確保するための措置を講ずるとともに、保育しなければならないとされています。

また、子ども・子育て支援新制度においては、当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行うことが、改正児童福祉法で明記されています。

本市としましては、これまでと同じように、様々な手法により、引き続き入所枠の確保を進めるとともに、個々のニーズに即したきめ細やかな対応を強化していくことが重要であると考えています。

なお、保育所等に入所出来なかった児童数については、これまでも公表しているところです。

**【意見】**

○現状、保育料が厳しい中、これ以上、保育料を上げてもらうのは、本当に困るので、このままであれば維持して頂きたいです。

○新しい制度のもとでは実費徴収や上乗せ徴収ができるようになりますが、保護者負担が重くなることが心配です。また、所得の低い家庭は入れない園も出てきてしまいます。保育料以外の徴収金は一定の上限を設けるなどの工夫をお願いします。

**【市の考え方】**

子ども・子育て支援新制度では、保育料は国が定める水準を限度として、実施主体である市が定めることとされています。平成 27 年度の保育料については、引き続き、国の動向を注視しつつ、本市の財政状況や、なごや子ども・子育て支援協議会の「現状維持を基本とする」との意見具申等を踏まえ、今後、検討していきます。

子ども・子育て支援新制度では、保育所等において保育料の他に実費徴収や上乗せ徴収をする場合は、保護者に使途、額及び理由を書面表示及び説明をし、同意を得ることとされました。

今後は、実費徴収については、適正な費用を適切に徴収すること、また、上乗せ徴収については、乳幼児期の学校教育・保育の質的改善を図るという制度の趣旨や保育料が応能負担であることを踏まえ、適正に運用されるよう、指導をしていきます。

**【意見】**

- 数は出ていますが、それをどういった方法で、どれだけの数に対応するのかが出ていない。これでは支援事業計画になっていません。このパブコメはきちんと反映されるのでしょうか？稚拙な審議のまま条例化せず、広くニーズ調査をし（ゆとりのある人だけでなく厳しい生活をしいられている人からこそニーズをききだすべき）。計画を公表・周知してから、新制度はスタートして下さい。
- 保育に関わる内容は9月議会で審議されていると聞きましたが、このパブコメはきちんと反映されるのでしょうか？稚拙な審議のまま条例化せず、広くニーズ調査をし（ゆとりのあるひとだけでなく厳しい生活をしいられている人からこそ、ニーズをききだすべき）計画を公表周知してから、新制度はスタートしてください。

**【市の考え方】**

本年10月に、基準に関する条例を制定したところですが、今後、運用に関する取扱いを整理したいと考えています。

**【意見】**

- 営利目的の企業が参入することで保育の質はどんどん下がっていってしまうと思うので、制限してほしいです。
- 企業が参入することは止められないのなら、本当に安心できる監査をしてください。
- 営利目的の企業が保育園を運営すること自体は悪いとは思いません。競争することにより良い保育内容になることもあると思います。ただ、やはり子供を第一に考えた保育園でなければならないと思います。
- 子供達が悲しい事故にまきこまれないような保育環境が整うような規制を保障していただきたいです。できあいのよく分からない食事やお菓子ではなく、手作りのちゃんとした食事、ベテランから新人の揃った保育者がゆとりをもって保育できるだけの人員の確保、難しいのだとは思いますが、現状行えているものは保障していただきたいです。

**【市の考え方】**

平成24年8月に児童福祉法が改正され、子ども・子育て支援新制度が始まる平成27年4月から、認可保育所については、認可基準に適合すれば、供給過剰による需給調整が必要な場合を除いて、設置主体を問わず認可することとされています。

このため、平成27年4月に開所予定の保育所の公募については、法律に基づいて、株式会社等も対象としたところです。

株式会社等による保育所が、保育の質を保ちつつ、継続的・安定的に運営していただくという視点から、株式会社等が運営する保育所については、公募時の事前審査や、認可後の公認会計士等による財務諸表等の調査・分析、運営に係るモニタリング調査、福祉サービス第三者評価等による追加確認を実施し、安定した保育環境の確保等に努めていきます。

**【意見】**

- 新制度になることによって、子どもの保育・教育の質がおちないようにいろいろな面での現在の状況からより良くする方向ですすめて下さい。
- どの子どもも平等に安心して保育を受けられるよう、社会は保障すべきです。親も安心して子どもを預けられるよう、利益を優先させるのではなく保育の質を向上させるための政策が必要だと思う。
- 子ども達が平等な教育・保育を受けられるように、すべての施設において基準が実らないようにして下さい。  
施設の質を落として数を増やせばいいわけではないと思います。  
保育は営利目的で行われるべきではないと思います。子ども＝金もうけ対象ではありません。保育料使徒制限なども安易に緩和せず、各施設の質を名古屋市が責任をもって質を維持できるようにして下さい。
- 障害家庭環境により、入所が難しくなる制度、納得いきません。 子ども、親の立場にたった制度をよろしくお願いします。
- 入所園によって保育がちがうということは絶対ないようにしてほしいです。子どもは平等に保育（教育）の機会が与えられてあたり前だと思います。

**【市の考え方】**

改正児童福祉法第24条では、市町村は、保育を必要とする児童に対して、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等により、必要な保育を確保するための措置を講ずるとともに、保育しなければならないとされています。

また、子ども・子育て支援新制度においては、当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行うことが、改正児童福祉法で明記されています。

本市としましては、これまでと同じように、様々な手法により、引き続き入所枠の確保を進めるとともに、個々のニーズに即したきめ細やかな対応を強化していくことが重要であると考えています。

**【意見】**

- 給食は自園で、正規職員で行って下さい。離乳食スタートの遅れ、アレルギーの増加、障害児童の食のこだわり（白いものしか食べられない等）など、給食室は細かな対応が必要です。
- 自園での給食を守って下さい。アレルギー対応などは業ム士の方がいて下さらないと対応しきれないと思います。業務士の方の処遇を守って下さい。すべての子どもが平等な保育を受けることができるよう、基本となる公立保育園の受け皿を守って下さい。

**【市の考え方】**

給食につきましては、離乳食・アレルギー除去食を始め、子ども一人ひとりの発達状況に応じた給食を提供できるよう、必要な体制を確保し、実施しています。



**【意見】**

○「認定」の制度はやめてください。親の仕事の都合で保育所等預けられる子どもは、皆平等のはずです。市や国が管理しやすいための認定制度であれば即刻見直すべきです。

**【市の考え方】**

子ども・子育て支援法では、保護者が子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、保護者からの申請に基づき市町村が認定を行うよう規定されています。

なお、保育を必要とする事由については、従来と同様の基準としました。

**【意見】**

○虐待発生予防・早期発見のために、保育所の存在は重要です。充分に人と補助金をつけて、名古屋の子どもを守ってください。

**【市の考え方】**

今後とも、必要な予算の確保や内容の充実に努めていきたいと考えています。

**【意見】**

○リフレッシュ保育やあそぼう会など地域と園がつながる（子育て支援となる事業）に参加してくれた過程を、初年度の入所にあたって考慮（優先）してあげてほしい。

**【市の考え方】**

本市では、国の考え方に基づき、保育を必要とする方の利用申し込みに対し、利用調整基準表に基づいて利用調整を行っており、当面の間は継続していきたいと考えています。

**【意見】**

○保育ママ制度について

子育て、経験者で研修を20時間受ければその資格が得られると言うのは、保育を本当に軽くみえています。国家資格にもなっているのに、ここでも保育、子どもの命、安全等軽んじていると思います。保護者も専門化が居ないところに授ける不安を大きく抱えています。

**【市の考え方】**

本市における家庭的保育者は、国の基準に上乘せし、保育士資格を有していることを要件としています。

**【意見】**

○地域型保育事業について、同じ保育料の負担になるので、認可保育園と同じ設置基準をお願いします、施設によって、違いができ、不平等にならないよう、全ての保護者、子どもに平等な保育設置基準をお願いします。

**【市の考え方】**

家庭的保育事業の認可基準に係る条例については、国の省令を基に、本市の現行水準を踏まえ、本年 10 月に制定したところです。

今後とも、現行と同等水準の保育を維持できるよう努めていきます。

**【意見】**

○「障害者差別解消法」が平成 26 年から施行されます。この法律についての理解、徹底を行政、保育所にも行い、効率でも認可でも、障害による保育サービスの差別が行われないう、人的にも資金的にも配慮をお願いします。

**【市の考え方】**

「障害者差別解消法」につきましては、平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。研修等を通じて、この法律についての理解を深めるなど、障害児保育の充実に努めていきます。

**【意見】**

○子どもの貧困と格差の連鎖を解消するために、子育て困難家庭や障害児保育をすべての保育施設が積極的に行えるように義務づけてください。

**【市の考え方】**

障害児の受入園数につきましては、毎年増加しており、今後とも少しでも多くの児童が入所できるよう努めていきます。

**【意見】**

○「エリア支援保育所」と「地域子育て支援センター」は、事業の目的がかさなり合う部分があります。別仕立てでなく、役割を統合させてください。そして、公民協働で、「子どもに関する総合的な名古屋市子ども・子育て支援事業計画野策定に向けた基本的な考え方について」に基づく子育て支援事業が推進できるように「エリア支援保育所」と「地域子育て支援センター」の役割をレベルアップさせてください。

**【市の考え方】**

エリア支援保育所については、地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業として位置付けており、利用者支援事業の役割を担いながら、地域の子育て支援の場の活性化を図ると共に、支援の場へ出向けない家庭へのきめ細やかな対応を行うとともに、公民が一体となって、保育のスキル・ノウハウを伝え合い、市全体の保育の質を高めていきたいと考えています。

**【意見】**

- 「地域子育て支援センター事業」や「一時保育事業」には、独自の場所確保に対する予算がありませんが、どのようにお考えでしょうか。数が増えても充分活躍できません。

**【市の考え方】**

事業の実施場所の確保については、引き続き待機児童対策を継続する必要がある状況の中で、大きな課題であると認識しています。

一方で、計画においては、まだまだ供給量を確保する必要があるため、拡充を行いながら併せて場所の確保についても検討していきたいと考えています。

**【意見】**

- 名古屋市は国の基準にあまんじるのではなく全国にほこれるよう子どもの安心安全すこやかな成長を保障する高い水準の事業をつくりあげて下さい。条例にしっかりもりこんで自治体が責任をもってほしいです。

**【市の考え方】**

国が定める基本指針に踏まえるとともに、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援する街の実現を目指して制定した「なごや子ども条例」の理念を尊重し、計画を推進していきます。

**【意見】**

- 放課後対策としてトワイライトスクールの拡充などがありますが、全児童対象のトワイライトと学童保育所とは、施設の在り方や保育内容などの違いが明確にあります。将来に一体化することはやめてほしい。学童保育所は働く保護者の方の支援と子どもの発達支援の両方を目的としています。学童保育所の増設や現在ある学童保育所に対する支援の拡充をするべきです。

学童保育所で働く職員の処遇改善を望んでいます。学童保育は単に放課後の児童を預かるだけではなく、子どもの発達支援、地域との連携など専門性も必要とされているのに、位置づけが低いとしか思えないです。

- 以前からずっとトワイライトスクールと学童保育は違う役割があり、それぞれの良さを認め合って共存してきました。ですから、トワイライトスクールと学童保育の一体化としてのトワイライトルームを拡大していくことは、トワイライトスクールと学童保育のそれぞれの良さや役割を曖昧にしまい、中途半端な施策になります。現在、各区のトワイライトルームの利用者が減っているのもその中途半端が利用しにくくなっているため、利用数を上げる待機児童を減らす目的なら、トワイライトスクールと学童保育それぞれの充実を目指してください。

- 市の責任で土地確保・施設確保を行って下さい。学童保育は困っています。

- 現代のプレハブは、20人ほどしか入れない現準になります。分割ができるように名古屋市が制度そのものを改善してください。

- 耐震基準に満たない施設の建てかえに関して、建てかえの費用、その間の土地、建物、等はどうするのですか？分割の時もそれがネックとなってしまいます。

- トワイライトスクール、留守家庭児童育成会、共に実施か所数を増やしていくのはとても良い事だなあと 생각합니다。ただ、増やすのであれば、その場所の確保が必要になり、それを市の責任の上で行っていただければいいのですが、「増やします」と言っておいて、

「場所を探して下さい」と放り投げられると困るので、きちんと、市が責任を持って、場所の確保（安全面も含めて）を行って下さい。

- 学童保育所の設置をきちんと市の責任で行って頂きたいです。
- 保育料が高くて入れないという方もたくさんいます。保育園のように収入により保育料を決定できるような助成金の余裕が必要だと思います。
- 経済的な理由を心配することなく入れるように公費することなく入れるように公費を引き上げることも必要な方策であると考えます。
- 子供は学童に行きたいのに、料金の関係で仕方なくトワに行く子、どうしてもトワがイヤで仕方なくカギをもっている子がいます。経済的な理由を心配することなく学童に入れるようにして下さい。
- 学童保育のニーズは、時間の事だけではなく1人1人への対応という内容の事も大きいです。保育料が高くて学童に入れなかったり、入っていてもバザー活動など親の負担が大きかったりしています。
- 学童保育制度の不備を総合的に解決して下さい。
- 公共の土地に設置する等、これまでとはちがった設置方法も考え、学童保育制度の不備を総合的に解決して下さい。
- 共働き家庭では、放課後、子どもが楽しく安全に過ごすことのできる受け入れ体制が必要不可欠です。長期休暇中も仕事の始業時間が遅くなるわけではないため、早朝保育が必要です。9時からのトワイライトスクールでは移動時間を考えると、フルタイムでの仕事は困難です。また、毎日、同じメンバーで過ごすという点で、学童保育は子どもの心の安定にもよい点があるかと思います。一方、トワイライトの料金と学童保育の料金を比較し、メリットを感じながらも通うことができない家庭もあるかと思います。ぜひ、学童保育、トワイライト双方のメリットを踏まえ、料金面での選択をせざるを迫られない制度をおねがいします。
- トワイライトルーム及び留守家庭児童育成会における受け入れ可能人数について、計画が出されていますが、ルームと育成会では、子供にとって環境も違いすぎます。子育て施策の充実を行っていくのであれば、育成会に対しても、質と量の両面にわたる充実をはかって下さい。
- トワイライトルームは本当に必要ですか？学童とトワイライトの住み分けをしっかりとし、市民にわかりやすく提示して下さい。
- 様々な子どもを受け入れるために障害児加算を2人目からすべき。このままでは、本当に困っている子・親を支援することができない。
- 具体的算出における留意点についても、小学校施設を活用することのみに湾曲されており、月火水木金、時に土よう日まで朝から陽が落ちても小学校に閉じ込められることへの不安感、不満足を無視している。

#### 【市の考え方】

現在、本市の放課後施策として、小学校施設を活用し、すべての児童を対象に、遊び、学び、体験、交流などを通じて、子どもたちの自主性・社会性・創造性などを育むトワイライトスクールを18時まで、すべての市立小学校で実施しています。

また、一部の市立小学校において、このトワイライトスクールを基盤に、授業終了後等に保護者が就労等により家庭にいない児童を対象に、より生活に配慮した事業であるトワイライトルームを、19時まで実施しています。

さらに、留守家庭児童育成会については、保護者のニーズに応じ、運営時間などを含めて自主的な運営方針のもと実施されているところですが、本市は、この各育成会の自主性を尊重するとともに、トワイライトルームとは異なるニーズの受け皿になると考えられることから、国基準に合わせた運営助成をはじめ、本市の特長的な支援を今後とも実施していくとともに、事業のより安定的な継続に向けた様々な支援策について、今後も検討してまいります。なお、現在、耐震化促進支援として、家賃補助限度額の増額などの支援も実施しているところです。

今後とも、放課後施策を進めるに当たっては、子どもの育ちと子育て家庭のニーズを尊重した環境整備をめざしていきます。

【意見】

- 「省令」の重みを理解して頂き、国の施策通りに事業を進めて頂きたいと強く思います。放課後事業健全育成事業（名古屋子ども・子育て支援事業）に関わる行政の方に学童保育所の現場を見て頂き、現状をわかって頂きたい。
- 国からの省令を受けて、名古屋市の条例づくりが進んでいることと存じますが、省令より上の基準を作ってください。子育てをしやすい街にする為には、学童保育の高い基準をつくり学童保育をもっと確立させていかなければならないと思います。

【市の考え方】

本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基本的な考え方としては、国の基準は、放課後児童健全育成事業を適切に運営するための基準として規定されているため、国の基準を基本としつつ、本市の実情に応じ、なごや子ども条例の理念にのっとり運営すること、大規模災害を想定し、飲料水及び食糧を備蓄に努めることなど必要な規定を設けています。

【意見】

- 現在の学童保育の内容とトワイライトルーム、民間経営の学童保育の内容には差があり、父母の求める形を実現できるように計画を策定していただきたい。そのために各所（学童、トワイライトルーム他）の意見をきいていただく機会があればいいと思います。

【市の考え方】

「子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、学識経験者をはじめ、関係団体、学校関係等の代表者、公募による市民委員より構成する審議会からのご意見や、保育所や放課後児童クラブ（留守家庭児童育成会）等の職員や利用されている保護者等からもご意見をいただきながら計画の策定を進めてきました。

また、広く市民の方からのご意見（パブリックコメント）もいただきながら計画を策定しました。

**【意見】**

○病児保育をまだ利用したことがないのですが、急に熱を出した時に預かってもらうのに、利用しやすくしてもらいたいです。どこにあるのか、いくらかかるのかが分からなくて結局仕事を休んでいました。公園で会った方が、双子を出産して大変だから保育園に預けたいと区役所に行ったが、断られて育児ノイローゼになりそうだと言っていました。各家庭でいろいろな事情があるので、一時保育を利用しやすくしたり、働いていなくても期間を決めて利用できたりもう少し考えてほしい。

○病児保育の保育料を利用しやすい保育料にして下さい。

**【市の考え方】**

病児・病後児保育事業については、供給量の確保を図るとともに、ハード面、ソフト面ともに良い事業の実施に努めていきたいと考えています。

**【意見】**

○先日名古屋で開催された「子ども虐待防止世界会議」において。深刻な虐待が起きたときは、個人の失敗だけでなく、対応手順の問題など組織の課題が必ずあると指摘され、システム全体を改善することが必要だということが印象深く残りましたが、今の名古屋も一生懸命取り組んでいる人々がたくさんおられる現状の中で、今一度、子育て支援システムを見直し改良すべきではないかと思います。

**【市の考え方】**

計画の策定にあたり、有識者や事業者、保護者を交えた「なごや子ども・子育て支援協議会」で検討を進めてきたところです。今後の点検評価につきましても、より良い子育て支援が行えるよう、同協議会でご意見を伺いながら進めていきたいと考えています。

**【意見】**

○本庁の組織を改善し、総合的な部署をつくることはできないでしょうか。

**【市の考え方】**

本市では平成18年4月に「子ども青少年局」を設置し、生まれる前から青年期に至るまでの施策や事業を推進しているところですが、引き続き、他局とも連携して施策や事業を推進していきます。

**【意見】**

○障害児保育・通園施設の療育や療育グループに関しては、今後も必要数が下がるとは思われません。特になし、療育グループは年々利用者が増えています。これはとても有用な子育て支援事業でもあります。早期療育・早期支援がとても重要であることは明確です。しかし、今回には、数値目標という形も含めて触れられていません。今回の事業計画にあわせて、この課題も含めた、総合的な子育て支援事業計画としていただきたくお願い申し上げます。障害児保育・療育が「子育て支援」の枠・意識から外されているように理解してしまうのは私の間違いでしょうか？

**【市の考え方】**

「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」とあわせ、平成 27 年度からを計画期間とする、「子どもに関する総合計画」の策定を進めており、この計画は、なごや子ども条例に基づく、子ども・若者や子育て家庭の支援の事業や施策にかかる計画です。





---

---

●お問い合わせ先●

名古屋市子ども青少年局子ども未来課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1 電話：(052) 972-3971

ファックス：(052) 972-4437 メール：[a3081@kodomo-seishonen.city.nagoya.lg.jp](mailto:a3081@kodomo-seishonen.city.nagoya.lg.jp)

---

---

このパンフレットは古紙パルプを含む再生紙を使用しています。